

みやぎ食の安全安心県民総参加運動

あり方検討についての報告書（案）

平成22年8月

みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会

目 次

はじめに

1 経 緯 p1

2 現状と課題 p2

(1) 消費者モニター p2

(2) 取組宣言 p4

3 主な論点整理 p8

4 みやぎ食の安全安心消費者モニター p9

5 みやぎ食の安全安心取組宣言事業 p17

6 ま と め p20

7 資 料 p21

(1) あり方検討会設置要領

(2) あり方検討会名簿

(3) その他

はじめに

食の安全安心については、私たちの生命の根源であり、また、生活の基盤となるものであります。

しかしながら、食品偽装をはじめとする食の安全安心を揺るがす事件・事故はなかなか無くならず、消費者の食に対する不安や不信は収まっておりません。

さて、県民総参加運動は、平成16年度から主に「みやぎ食の安全安心消費者モニターモードル」及び「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」の2つを中心に展開されてきましたが、スタート以来満6年が経過し、さまざまな課題も出てきました。

このたび、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会」が設置され、検討メンバー7名により、平成22年5月から8月にかけて約3か月間、検討を重ねてまいりました。

あり方検討会では、メンバーそれぞれの立場からさまざまな意見が出され、熱心な議論・検討がなされました。

検討会を通じて大きな論点となったのは、消費者モニターについては、これまでアンケート協力や研修会への参加など受け身的であるとの意見があった活動内容をどのように充実させ、モニターをどのように活用していくか。また、モニターの声や思いが県の施策にどのように反映されたのか分からず、フィードバックがないのではないかということでした。

一方、取組宣言については、生産者・事業者が宣言に参加するメリットをどのように打ち出し、いかにPRしていくかがありました。

これらの論点を踏まえつつ、消費者モニターの今後の活動内容や取組宣言の改革を中心、県民総参加運動のあり方について報告書を取りまとめましたので、食の安全安心推進の一助としていただければ幸いです。

平成22年8月

みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会

座長 佐藤 敏悦

1 経緯

食の安全安心については、平成13年9月の牛海綿状脳症(BSE)の国内での発生や、平成14年2月に発覚した輸入生かきの混入事件等を契機に、食の安全安心に対する県民の不安や不信がこれまでになく高まった。

県では、「みやぎ食の安全安心推進会議」(以下「推進会議」という。)の設置(H14.11)、「みやぎ食の安全安心アクションプラン」の策定(H15.9)、「みやぎ食の安全安心推進条例」(以下「推進条例」という。)の制定(H16.3)、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)の策定(H18.3)など、食の安全安心の確保に関するさまざまな施策を展開してきた。

「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」(以下「県民総参加運動」という。)は、推進条例第11条(※1)に定める県民参加を受け、平成16年度から事業を開始し、基本計画(※2)でもその活動内容のほか主な項目の数値目標が定められている。

このたび、基本計画が平成23年3月に終期を迎えるが、これまでの推進会議における議論やみやぎ食の安全安心消費者モニター(以下「消費者モニター」という。)及びみやぎ食の安全安心取組宣言(以下「取組宣言」という。)に登録している者に対するアンケートにおいて、県民総参加運動の見直しが必要ではないかとの意見があつた。

これらの意見を踏まえて、「県民総参加運動あり方検討会」(以下「あり方検討会」という。)が設置された。

※1 条例第11条(県民参加)

県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるように、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

※2 基本計画

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立 (2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開・・・消費者モニター、取組宣言、各種講習会、地方懇談会

ロ 県民意見の施策への反映・・・地方懇談会、消費者モニター懇談会

※ 下線は数値目標の設定あり。

2 現状と課題

県民総参加運動は、平成16年度から、消費者モニター及び取組宣言の2つを大きな柱として展開してきた。

このほか、食の安全安心に関する知識習得のための各種講習会やみやぎ出前講座、地方懇談会の開催等を通じて定着に向けた普及啓発を行ってきた。

(1) 消費者モニター

消費者モニターの資格要件は、実施要領により定められ、下記の2つの条件をすべて満たす者と規定されている。

- ① 宮城県内に在住する満18歳以上で、食の安全安心について関心を持つ者
- ② 無償ボランティアで次頁に掲げる活動を行える者

消費者モニターの登録者数については、下記のとおりである。

○年度別登録者数

平成22年3月31日現在

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
単年	97人	103人	226人	166人	171人	151人
累計	97人	200人	426人	592人	763人	914人

○男女別・年代別登録者数

区分	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	計
男性	9人	9人	21人	23人	79人	65人	206人(22.5%)
女性	38人	91人	151人	190人	159人	79人	708人(77.5%)
計	47人	100人	172人	213人	238人	144人	914人
(構成比)	5.1%	10.9%	18.8%	23.3%	26.0%	15.8%	100.0%

年度別の新規登録者数については、平成16～17年度に100人前後、平成18年度には約230人近い登録があった。平成19年度以降は約160人前後の登録で安定している。

男女別では、男性が206人で約22%であるのに対し、女性は708人で約78%と8割を占めており、男性の登録が少ない。

年代別では、40歳代が172人で約19%，50歳代が213人で約23%，60歳代が238人で約26%であり、40歳代から60歳代までで623人、約68%を

占めており、20歳代及び30歳代の若年世代の登録が比較的少ない。

基本計画における数値目標は、平成22年度末で1,000人であるが、これまでの推移を見ると十分達成可能であると考えられる。

また、一般県民1,000人という規模は、平成9年度末に広報課所管の県政モニターモードルが廃止されて以降、他には見られないモニター数であるが、この1,000人という消費者モニターを、今後どのように活用していくかが大きな課題である。

次に、活動内容については、実施要領に次の3点が定められている。

- ① 県が行うアンケート調査に積極的に協力する。
- ② 県が開催する会議や研修会に積極的に参加し、正しい知識を身につける。
- ③ 県に対し、食の安全安心に関する意見を提言する。

これらの活動について、消費者モニターの過去の参加実績は次のとおりであるが、毎年、定期的に実施しているアンケートでは食の安全安心に対する意識変化等が把握できたほか、「食の安全安心セミナー」や「食の安全安心に関する研修会」では、消費者、生産者・事業者及び行政(県)との相互理解(リスクコミュニケーション)が一定程度深まったと考えている。

○年度別参加者数

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
アンケート回答	未実施	未実施	未実施	285人	399人	447人
セミナー参加者	未実施	未実施	未実施	43人	39人	29人
研修会参加者	未実施	未実施	62人	52人	47人	66人
食品表示マッチャー	一人	一人	一人	10人	10人	10人
合計	一人	一人	62人	390人	495人	552人
参加率(合計/登録者)	—	—	14.5%	65.9%	64.9%	60.4%
登録者数(再掲)	97人	200人	426人	592人	763人	914人

これらの活動内容について、毎年10月頃に実施している消費者モニターに対する定例アンケートでは、「モニターという名称だがモニタリング調査は行っておらず、調査的な活動も行いたい」、「受け身の活動が多くもっと能動的な活動がしたい」等の意見が多く寄せられた。

今後は、モニタリング調査を行うことを検討するほか、消費者モニターが積極的に活動できる参加型・体験型の事業を検討する必要がある。

(2) 取組宣言

取組宣言の登録要件は、実施要綱により定められ、要旨は下記のとおりである。

生産者・事業者は、別表に定める県のガイドラインに従い、食の安全安心に係る自主基準を定め、店頭やパンフレット、自社自店のホームページ、商品等への記載等により公開するよう努めなければならない。

取組宣言の登録者数については、下記のとおりである。

○年度別登録者数

平成22年3月31日現在

区分		H16	H17	H18	H19	H20	H21
事業者	単年	1,841者	275者	554者	32者	29者	589者
	累計	1,841者	2,116者	2,670者	2,702者	2,731者	3,320者
生産者	単年	58者	65,635者	28者	1者	△2者	—
	累計	58者	65,693者	65,721者	65,722者	65,720者	65,720者

年度別の登録者数については、事業を開始した平成16年度は、さまざまな機会や媒体をとらえて普及・啓発を行ったため、幅広い業界から多くの登録があり、平成17～18年度にかけてもほぼ順調な登録者数であった。これは、各生活衛生同業組合への働きかけのほか、大手コンビニチェーン(1社)や外食店チェーンなどの登録が増えたことなどがあげられる。

平成19～20年度にかけて、約30者程度の伸びに止まったのは、各団体ごとの登録が一段落したことや長引く不況により廃業者が増加したことなどが要因として考えられる。

平成21年度は、これまで未加入であった大手コンビニチェーン(3社)や大手食品スーパーが登録したことにより、平成18年度以来の3年ぶりの大幅な伸びとなった。

今後は、大手小売店等の登録が一段落したことに加えて、廃業等による辞退も予想されるため、登録者の増加についてはやや厳しいものと思われる。

なお、基本計画における数値目標は、平成22年度末で事業者については10,000者、生産者については70,000者であるが、これまで事業者の登録は3,320者と目標の三分の一に止まっており、目標達成は困難であると見られる。

次に、生産者については、65,720者と目標の約94%の達成率であるが、就農者の減少等により、こちらも達成は困難である思われる。

業種別及び市町村別の登録者数については、次のとおりである。

○業種別登録者数(事業者)

(単位:者)

食品小売	魚介類販売	食肉販売	集団給食	飲食店	ホテル旅館	製造加工	他	計
1,096	238	162	12	1,431	112	268	1	3,320
33.0%	7.2%	4.9%	0.4%	43.1%	3.4%	8.1%	0%	100%

業種別では、飲食店営業が最も多く、1,431者で約43%を占める。次に、食品小売店が1,096者で約33%，製造・加工業，魚介類販売業，食肉販売業の順に続く。

飲食店が多いのは、前述のとおり、各生活衛生同業組合への働きかけにより、宮城県寿司商生活衛生同業組合、宮城県麵類飲食業生活衛生同業組合及び宮城県中華料理生活衛生同業組合等が団体で登録したことが大きいもの考えられる。

○市町村別登録者数(事業者)

(単位:者)

仙台市	1,123 (33.8%)	松島町	46 (1.4%)	色麻町	14 (0.4%)
白石市	59 (1.8%)	七ヶ浜町	36 (1.1%)	加美町	102 (3.1%)
角田市	56 (1.7%)	利府町	23 (0.7%)	涌谷町	8 (0.2%)
蔵王町	25 (0.8%)	名取市	56 (1.7%)	美里町	17 (0.5%)
七ヶ宿町	3 (0.1%)	岩沼市	105 (3.2%)	栗原市	96 (2.9%)
大河原町	52 (1.6%)	亘理町	52 (1.6%)	登米市	83 (2.5%)
村田町	41 (1.2%)	山元町	17 (0.5%)	石巻市	187 (5.6%)
柴田町	56 (1.7%)	大和町	26 (0.8%)	東松島市	39 (1.2%)
川崎町	42 (1.2%)	大郷町	15 (0.5%)	女川町	7 (0.2%)
丸森町	20 (0.6%)	富谷町	33 (1.0%)	気仙沼市	203 (6.1%)
塩釜市	193 (5.8%)	大衡村	5 (0.2%)	南三陸町	107 (3.2%)
多賀城市	85 (2.6%)	大崎市	275 (8.3%)	計	3,320

○各ブロック別登録者数(事業者)

(単位:者)

仙台市	1,123 (33.8%)	黒川地区	79 (2.4%)	石巻地区	233 (7.0%)
仙南地区	354 (10.7%)	大崎地区	416 (12.5%)	気仙沼地区	323 (9.7%)
塩釜地区	383 (11.5%)	栗原地区	96 (2.9%)		
岩沼地区	230 (6.9%)	登米地区	83 (2.5%)	計	3,320

市町村別では、飲食店や食品小売業が集積している仙台市が約34%と三分の一を占めている。次に大崎市約8%，気仙沼市，塩釜市，石巻市がそれぞれ約6%で続く。

ブロック別では、市町村別に多かったブロックがそのまま上位を占めているが、栗原

地区や登米地区は共に3%に満たない低い登録数であり、今後、働きかけが必要と思われる。

次に、取組宣言の事業内容については、前述のとおり、生産者・事業者が県のガイドラインに従い、自ら食の安全安心に関する自主基準を定め、それを公開することにより、取組宣言を行うものである。

県のガイドラインに定める主な基準は、次の4点である。

- 1 衛生管理の基準
- 2 適正表示の確認
- 3 自主検査
- 4 記録の作成保存

このほか、問題発生時の対応について、マニュアル等を定めて従業員に周知徹底を図り、迅速に対応できるようにすることも定めている。

生産者・事業者は、これらの基準に加えて業種別のガイドラインに従い、自社や自店が取り組む内容（自主基準）を定め、公開するものであるが、県（食と暮らしの安全推進課）のホームページでも公開されており、検索機能により取組宣言者を検索の上、その取組内容を閲覧することができる。

(ガイドライン)

なお、ガイドラインのうち、「衛生管理の基準」については、当初、事業者の努力目標として掲げていたが、平成20年4月に食品衛生法施行条例が改正され、管理運営基準の中にこれらの項目が追加規定された。

したがって、取組宣言がスタートした当時、宣言内容に衛生管理の基準を記載することに意義はあったが、平成20年4月以降は、管理運営基準が定められ義務化されたことから、改めて宣言内容に盛り込むことに違和感を唱える意見もあった。

もっと分かりやすく言えば、法令上守るべきものとされていることについて、より拘束力の低い取組宣言で唱うことは余り意味がないのではないかという意見である。

(マーク)

次に、マークについては、近年、大手コンビニチェーンや飲食店でも良く見かけるようになつたものの、余り目立たないデザインでインパクトが弱いという意見がある。

平成21年10月に実施した消費者モニターアンケートで、マークの認知度を尋ねたところ、「知っている」及び「ある程度知っている」が合わせて51.6%と過半数を越えている。それに「見たことはある」の21.3%を合計すると約73%が認知しているとの結果であった。

これは、消費者モニターに対し、機会あるごとに取組宣言及びそのマークを周知してきたこともあり、一般県民の認知度よりかなり高いことが考えられる。

また、商品に貼ることができるマークをシール化したものも県で作成し、「みやぎまるごとフェスティバル」等のイベントでマークが貼付された商品の販売も行われてきたが、手作業での貼付であるため余り効率的ではないことから、今後は包装パッケージに直接印刷するなど、より効率的な方法の検討が必要であるとの意見がある。

(自主検査)

また、取組宣言者に対する県の支援として、自主検査の費用を県が負担する制度がある。これについては、前述の県のガイドラインに定める「3・自主検査」に基づき、生産者・事業者が自らが自主検査を行った場合に、その費用を県が負担するもので、平成16年度から平成20年度まで延2,449の事業者に対し、支援を行った。

なお、平成21年度は、大手コンビニチェーンなど新規登録者が大幅に増加し、自主検査を呼びかけたものの、その多くが既に自前の自主検査制度を確立し、定期的に商品の衛生検査を行っていたため、県の支援制度としての自主検査は実施しなかった。

自主検査については、取組宣言者が自発的に検査を行う習慣をつけるという初期的目的がほぼ達成しつつあることから、今後は継続しないことも考える必要がある。

3 主な論点整理

2の「現状と課題」を踏まえて、あり方検討会では、今後の県民総参加運動のあり方について、活発な意見交換を行った。

あり方検討会の構成メンバーについては、推進会議委員、生産者代表、事業者代表(取組宣言者)、消費者代表(公募)及び行政(県)とさまざまであったが、それぞれの立場から、現状についての認識や課題に対する考え方など熱心な議論が行われた。

詳細については、次項以降で述べることとするが、主な論点としては、消費者モニターについては、これまで研修会への参加やアンケートへの協力など受け身的であった活動内容について、消費者モニターがモニターとして積極的に活動できる事業を検討すべきである。

また、これまでモニターの声が、県の施策にどのように反映されたのか分からず、フィードバックが少なかったのではないか、今後は何らかの形でフィードバックすべきであるとの意見であった。

次に、取組宣言については、生産者・事業者が自ら自主基準を定め、それを公開することにより消費者の商品選択の目安となることをメリットとして進められてきたが、宣言者数が伸び悩んでいるのは、取組宣言するメリットが弱いのではないか、今後は宣言者がメリットを感じるような方策を検討すべきである。

また、マークについては、インパクトがなく消費者の認知度も低いとの意見があるので、リニューアルの上、各宣言者の得意分野等を打ち出せるよう検討すべきであるとの意見であった。

さらに、検討を進める中で論点となったのは、これまで消費者モニターと取組宣言者の結びつきが弱く、情報交換や相互理解が不十分ではなかったか、今後は消費者モニター、取組宣言者及び行政(県)を有機的に結びつける方策を検討すべきであるとの意見であった。

主な論点整理については、以上のとおりであり、これらの論点・意見に対して、どのような施策・事業が望ましいのか、さまざまな角度から検討を重ねた。

4 みやぎ食の安全安心消費者モニター

消費者モニターについては、これまで述べてきたとおり、現在の活動内容が、アンケートへの協力や研修会への参加などであり、受け身的であるとの意見が多かった。

これら意見を踏まえて、あり方検討会では、事務局から提示された今後の消費者モニター活動内容(案)について、さまざまな角度から検討を行った。

○ 消費者モニター活動内容(案)

(1) モニタリング調査

- ① 食品表示ウォッチャー (継続) ・モニターとしては新規で、100人に委嘱。
- ② 公正取引協議会モニター (新規) ・公正取引協議会連合会と連携

(2) 普及啓発

【情報提供型】

- ③ 研修会・講演会 (継続)
- ④ 食の安全安心基礎講座 (新規)
- ⑤ モニターだより (新規) ・紙媒体のほか、メール配信も行う。
- ⑥ 地方懇談会 (継続)

【体験型】

- ⑦ 生産者との交流会 (新規) ・各広域圏ごとに実施
- ⑧ 食品工場見学会 (新規) ・食品リサイクルも含む。

(3) 意識調査

- ⑨ モニターアンケート (継続)

(4) 行政(県)への参画

- ⑩ 推進会議公募委員 (新規)

これまで行われてきた③研修会・講演会、⑥地方懇談会及び⑨モニターアンケートについては、内容の充実を図りながら引き続き実施するほか、これらの継続事業に加えて、新たな事業としてモニタリング調査で2事業、普及啓発で4事業、行政への参画で1事業の計7事業を実施するとの内容であった。

各事業の概要は次のとおりである。

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.8.4 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	① 食品表示ウォッチャー（継続）
2 事業概要	<p>これまで一般県民50人に委嘱していた食品表示ウォッチャーを消費者モニター100人に委嘱し、食品表示のモニタリング調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査概要 <p>(案) 毎月2店舗×7月(6~12月)×100人=延1,400店舗 (現行)〃3〃×9月(6~翌2月)×50人=延1,350店舗</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターの名にふさわしく、食品表示のモニタリング調査を行うことができる。 ・消費者モニターアンケート(H21.10)では、回答者の約23%が食品モニタリング調査を希望している。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・東北農政局(JAS担当) ・県内各市町村(JAS担当課) ・県内各保健所(食品衛生法担当), 健康推進課(健康増進法担当)
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(改定)では数値目標を定め、適正店舗数の割合を年々高め、平成27年度には99%とする予定である。(H21実績97.2% ただし現ウォッチャー制度) ・国では中央ウォッチャー制度があり、県内では毎年35人程度が委嘱されている。

1 事業名	② 公正取引協議会モニター（新規）
2 事業概要	<p>(社)全国公正取引協議会連合会に加盟する各公正取引協議会のうち、食料品関係の各協議会(39団体)と連携し、県内で試買検査会が開催される場合は、消費者代表の検査員として消費者モニターを紹介するもの。</p> <p>県内で試買検査会が開催される回数は、年数回と予想されるため、消費者モニターが参加する回数も同等と思われる。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・各公正取引協議会が定める自主ルールが、消費者にとって分かりやすく、誤解を招かないものかどうかのチェックを行うことができる。 ・各団体の自主ルールを学ぶことにより、関連するJAS法や食品衛生法、景品表示法など食品に関する知識を学ぶ機会が得られる。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)全国公正取引協議会連合会 ・各公正取引協議会(食料品関係39団体)
5 備考	各公正取引協議会では、正しい表示の目安として、商品に表示する「公正マーク」や参加事業者が店頭に表示する「会員証」を定め、公正取引規約に基づく正しい表示を行っている。

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.8.4 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	③ 研修会・講演会（継続）
2 事業概要	食の安全安心に対する正しい知識を習得する機会を提供するため、「食の安全安心セミナー」及び「食の安全安心に関する研修会」を各1回開催する。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・「食の安全安心セミナー」や「食の安全安心に関する研修会」については、これまで同様、著名な講師を招き、比較的規模の大きなものとする。 ・消費者モニターには、時宜に見合ったテーマや課題を通して、食の安全安心に係る正しい知識を習得してもらう。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部関係各課 ・健康推進課ほか
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(改定)では数値目標を定め、平成27年度には、研修会等への参加者を1,000人(H21実績799人)とする予定である。(食品表示研修会等を含む) ・H21実績 食の安全安心セミナー1回、食の安全安心に関する研修会1回、出前講座6回、食品表示研修会13回(うち出前講座4回再掲)

1 事業名	④(仮)食の安全安心基礎講座(新規)
2 事業概要	職員を講師とした(仮)「食の安全安心基礎講座」(新規)を開催し、食品衛生や食品表示のほか、農薬や牛トレーサビリティ、貝毒等の基礎知識を習得する場を提供する。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的事項の学習を通して、基本的な正しい知識を身に付けてもらう。 ・開催方法の一例として、毎月1回(2時間程度)の講義を5~6回連続して行う等が考えられる。 ・受講修了者は、ウォッチャー事業に優先的に参加できるなど、何らかのインセンティブを与える。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部関係各課 ・健康推進課(健康増進法、食育)
5 備考	

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.8.4 食と暮らしの安全推進課

1 事 業 名	⑤ モニターだより（新規）
2 事業概要	<p>食の安全安心に関するさまざまな情報について、消費者モニターに分かりやすく伝えるため、モニターだよりを年4回程度発行する。希望者には電子メールでの配信も行う。</p> <p>国や県の行政情報を伝えるだけでなく、消費者モニターのアンケートの意見や食品表示ウォッチャーの声がどのように反映されたのかのフィードバックも行う。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> これまで、アンケート協力や講演会開催など年数回であった県からの情報提供が少なくとも4半期毎になる。 一方的な行政情報の伝達に止まらず、モニターやウォッチャーの声がどのように反映されたのかを伝えることによりフィードバックが可能となる。 アンケートでも要望の多かった紙媒体での情報提供ができるほか、電子メールでの配信も行い、時代に即した情報提供を行う。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産部関係各課 健康推進課
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(改定)では数値目標を定め、県からの情報提供が十分と感じる消費者モニターの割合を、平成27年度には7.0%とした。(H21実績なし) 消費者モニターアンケート(H21.10)では、県からの情報提供の方法について、第1位は県政だより等で回答者のうち約29%，第2位は郵便で約27%であった。

1 事 業 名	⑥ 地方懇談会（継続）
2 事業概要	消費者モニター、生産者・事業者及び行政(県)が、一堂に会して情報交換や意見交換を行うなど相互理解を深めるため、各広域圏ごとに地方懇談会を開催するもの。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 主催する各地方振興事務所と連携しながら、各広域圏ごとに在住する消費者モニターに周知し、相互理解を深める。 テーマについては、食の安全安心に関するものであれば、比較的幅広くとらえて開催する。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> 食産業振興課 各地方振興事務所 健康推進課（食育担当）
5 備考	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(改定)では引き続き数値目標を定め、地方懇談会の開催回数を平成27年度には14回とする予定である。(内容充実化) ⑧生産者との交流会と併せて実施することも検討する。 H21実績 7圏域で計16回開催

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.8.4 食と暮らしの安全推進課

1 事業名	⑦ 生産者との交流会（新規）
2 事業概要	生産者と消費者モニターが、生産現場等で直接、情報交換や意見交換を行い、相互理解を深めるもの。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 生産者からは、生産にあたっての留意点や苦労している点など、消費者モニターからは、農薬等の不安な点などを情報交換し、お互いに情報の共有を図る。 将来的には各広域圏(栗原、登米を含む7広域圏)ごとの開催を目標とする。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> 食産業振興課 各地方振興事務所
5 備考	⑥地方懇談会と併せて実施することも検討する。

1 事業名	⑧ 食品工場見学会（新規）
2 事業概要	県内の食品工場を訪れ、製造過程や衛生管理を見学し、食品衛生について正しい知識を身に付ける機会を提供するもの。 また、食品リサイクルに取り組んでいる食品工場の場合は、食品残渣の処理・活用方法についても学習する。
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 普段、何気なく口にしている食品について、どのような過程を経て食品となるのか、また、衛生管理をはじめとする品質管理全般を学ぶ。 食品工場は、消費者が抱いている不安な点などを知ることができるほか、自社製品の品質や商品性をPRできる。 県内産食品に対する理解が深まる。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> 県内各保健所 食品衛生協会 資源循環推進課、畜産課（食品リサイクル関係）
5 備考	消費者モニターアンケート(H21.10)で今後の活動内容について尋ねたところ、第1位は食品工場見学会で回答者のうち3.2%であった。第2位は「生産者との交流会」で約2.7%，第3位は食品モニタリング調査で約2.3%であった。

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業調書(案)

H22.8.4 食と暮らしの安全推進課

1 事 業 名	⑨ みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート（継続）
2 事業概要	<p>消費者モニター加入時に行う簡易アンケートのほか、毎年10月ごろに定例アンケートを実施する。また、食の安全安心に係る重大な問題が発生した場合は、臨時アンケートを実施する。</p> <p>アンケートの内容については、食の安全安心に対する意識変化を把握するため固定的な設問のほか、その時宜に応じた可変的な設問の双方を尋ねるもの。</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートは平成19年から開始したものであるが、県民1,000人規模の意識を把握する貴重なツールである。 ・アンケートを通じて県民の食に対する意識を把握し、県の施策にフィードバックできるようにする。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・園芸総合研究所(分析) ・みやぎ食の安全安心推進会議
5 備考	

1 事 業 名	⑩ 推進会議公募委員（新規）
2 事業概要	<p>みやぎ食の安全安心推進会議の公募委員2名のうち、1名は消費者モニター枠として、委嘱するもの。</p> <p>任期は他の委員と同様2年間とし、再任はできないものとする。</p> <p>なお、推進会議全体の定数は15人。（条例上は20人以内）</p>
3 ポイント ・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者モニターから必ず1名を委員に選ぶことにより、消費者モニターのモチベーションを維持・向上させることができる。 ・消費者モニターの声や思いを、直接、行政(県)に伝えることができる。
4 連携先	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食の安全安心推進会議
5 備考	

以上のような消費者モニター活動内容(案)について、あり方検討会で検討を重ねたところ、これまでの事業に加え、より積極的な参加型・体験型の事業を増やすべきであり、食品表示ウォッチャーや食品工場見学会、生産者との交流会の活動などが事業としてきちんと位置づけられ、継続されることが望ましいとの意見であった。

また、これまで単発的であった活動内容について、例えばモニターになって日の浅い県民が参加しやすい事業（例：モニターだより、食の安全安心基礎講座等）から徐々に知識が必要とされる事業（例：食品表示ウォッチャー、生産者との交流会、食品工場見学会等）を経て、相応の知識・経験が必要とされる推進会議の公募委員まで、消費者モニターが少しづつステップアップできるよう、システム化され有機的に結びついた事業構成にする必要がある。

将来的には、消費者モニターの中からリーダー的存在の者が輩出され、他の県民に対し啓蒙できるようになれば、消費者モニター制度の完成形ができたと言ってよいのではないか。

また、今後行われるさまざまな講座や講演について、推進会議の会長をはじめとする各委員や、場合によっては知事との懇談の場を設けることも消費者モニターの食の安全安心に対する意識を高める一つの方法ではないかと考える。

今後、これらの事業が有機的・重層的に行われることにより、消費者モニターと生産者・事業者の間で意見交換や情報交換が進み、より一層、相互理解が深まることが期待される。

また、消費者モニターの声や思いが県の施策にどのように反映されたか分からず、消費者モニターへのフィードバックがないのではないかとの意見に対しては、今後、年3～4回発行される予定の「モニターだより」（新規）等に県としてモニターの声をどのように行政に反映させやか、その取組みや考え方を掲載することで双方向性を確保していきたいと考える。詳細については、今後詰めていく必要がある。

なお、少数意見として、県は消費者教育を行いたいのか、あるいは消費者を活用した幅広いモニタリング調査を行いたいのかが不明であり、消費者教育よりはモニタリング調査に重点を置いた制度であってもよいのではないかとの意見があった。

その理由として、食の安全安心については、生産者・事業者は各種法令や基準に基づいて食品を生産・製造しているはずであるが、それらの法令等をきちんと守って生産・製造されているのかという消費者の不安感を多少なりとも軽減するには、目の肥えた消費者によるモニタリング調査を幅広く行う方が良いのではないかとの意見であった。

これについては、先に述べた消費者モニターの中から消費者のリーダー的存在の者を輩出できるよう、県はさまざまな場面でモニターへの教育と活用を図っていくことにしたいと考えている。

5 みやぎ食の安全安心取組宣言事業

あり方検討会では、なぜ登録者が伸びないのか、その原因は何かを中心に議論された。

(メリット)

まず、登録者が伸びない要因としては、登録するメリットが弱く、取組宣言事業そのものあり方が問われているので、今後は宣言者がメリットを感じ取れるような方策を検討すべきであるとの意見があった。

県が、これまで取組宣言を行うメリットとした点は、次のとおりである。

- ① 生産者・事業者が自ら、自主基準を定め、それを公開することにより、より自律的に衛生管理や適正表示などが促進されるほか、食の安全安心に関する運動に参加できる。
- ② 取組宣言マークを店頭等に掲示又は商品に貼付することにより、消費者の商品選択の目安となり、食の安全安心に関する運動に参加していることが分かる。

検討会では、取組宣言の制度・事業について、さまざまな視点から検証・検討を行った。その中で、宣言内容に宣言者の得意分野等を記載するようにしてはどうかとの提案があった。

例えば、飲食店で減農薬の野菜のみを使っていれば「減農薬の野菜 100%の店」と記載したり、みやぎ HACCP の認証工場であれば「みやぎ HACCP 認証工場です」と記載するなど、事実に基づいた得意分野やアピールポイントを記載してはどうかという意見である。

これについては、これまで遵守事項のみであった宣言内容に、遵守事項は守りつつ自らの「ウリ」となる得意分野を加えることで、生産者や事業者がより取組宣言に参加しやすくするというものである。

また、消費者にとっても、単に取組宣言マークが貼ってあるだけでは、何に取り組んでいるかが分かりにくく、そこに得意分野やアピールポイントが記載されていれば、「おや、何だろう?」と目を引くことになるのではないか。

なお、その打ち出し方については、県が定める各種の認証基準に基づくものなのか、何をもって「減農薬」と表示できるのか等、アピールポイントを見る消費者が混乱しないよう、詳細については今後、詰める必要があるとの意見があった。

一方、特に得意分野やアピールポイントが見あたらない生産者・事業者についてはどうするのかとの意見があり、これについては、今後、取り組んでいきたい点や分野についての目標を例えば、「当店は○○○を目指しています」などと記載することで、取組宣言者のモチベーションを維持し、制度の充実を図ってはどうかとの意見があった。

なお、これらについても、消費者の誤解を招かないよう、制度を実施する県が一定のチェックを行い、余りに誇大な目標については、指導することが必要であると考え、これは更新の手続きのあり方とあわせて検討してはどうかとの意見があった。

(マーク)

次にマークについては、ほのぼのとしてほほえましいとの声もある一方、インパクトが弱く消費者への訴求力がないのではないかとの意見が多かった。

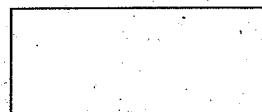
併せて、県が認証している食に関する各種施策（マーク）との連携を図ってはどうかとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、マークについてはよりインパクトのあるデザインにリニューアルすることとし、マークに前述の得意分野やアピールポイントを記載する欄（スペース）を設けることで方向付けがなされた。

なお、少数意見として、法令上の基準等に基づく担保がない取組宣言マークは余り意味がなく、しかも消費者はそのマークを見て購入するかどうかを判断している訳ではないのではないかという意見もあった。

それゆえにマークそのものが一定の価値を持つものであることを生産者・事業者、消費者ともに認識できるよう今後も見直しや実情分析を続けていく必要がある。

(現在のマーク)



以上の論点を踏まえ、提案された改正案は次のとおりである。

みやぎ食の安全安心取組宣言(改正案)

H22.8.4

1 名 称 「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業

2 事業の概要 生産者・事業者が日ごろ取り組んでいる「適切な衛生管理」や「適正な食品表示」、「問題発生時のマニュアル作成」などを自主基準として定め、自ら公開するもの。

3 主な改正点

(1) 得意分野 自社や自店の得意とする点や分野をアピールするため、宣言内容に得意分野(アピールポイント)を記載できるようにする。

得意分野は事実に基づいたものとし、国や県等の認証制度等を踏まえたものを打ち出すものとする。

なお、特段アピールポイントはないという生産者・事業者については、今後、取り組んでいきたい点や分野についての目標を記載してもらう。

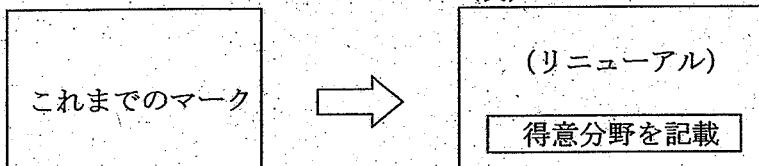
(例)「当店は減農薬野菜 100%を使用しています。」

「私は環境保全米作りに取り組んでいます。」

「当店は○○○を目指してがんばります。」

(2) マーク マークについては、インパクトのあるデザインにリニューアルする。併せて、(1)の得意分野を記載できるスペースを設ける。

(例)



(3) 手続き 更新手続きについては、宣言者への意識喚起や制度の周知徹底を図るため、更新手続が必要であるとの意見がある一方、現在、毎年4月末までに提出することとなっている実施状況報告書の提出率を上げるなど現行制度の中で充実を図るべきとの意見もあり、費用対効果も考慮しながら、今後さらに検討する必要がある。

(4) その他

①県ホームページ 取組宣言にかかる県のホームページを精査し、より見やすく検索しやすくなるよう見直しを行う。

②モニターとの連携 生産者との交流会や食品工場見学会を通して連携を深めるほか、取組宣言者の取組内容等が、消費者モニターにも伝わるよう県ホームページやモニターだより等で周知することにより、さらに充実を図る。

③制度のPR これまで比較的手薄であった制度のPRについて、マスメディアの活用や県政だより、フリーペーパー等への掲載等により制度のPRに力を入れる。なお、PRにあたっては、少ない費用でより効果的なPRができるよう媒体の情報収集に努める。

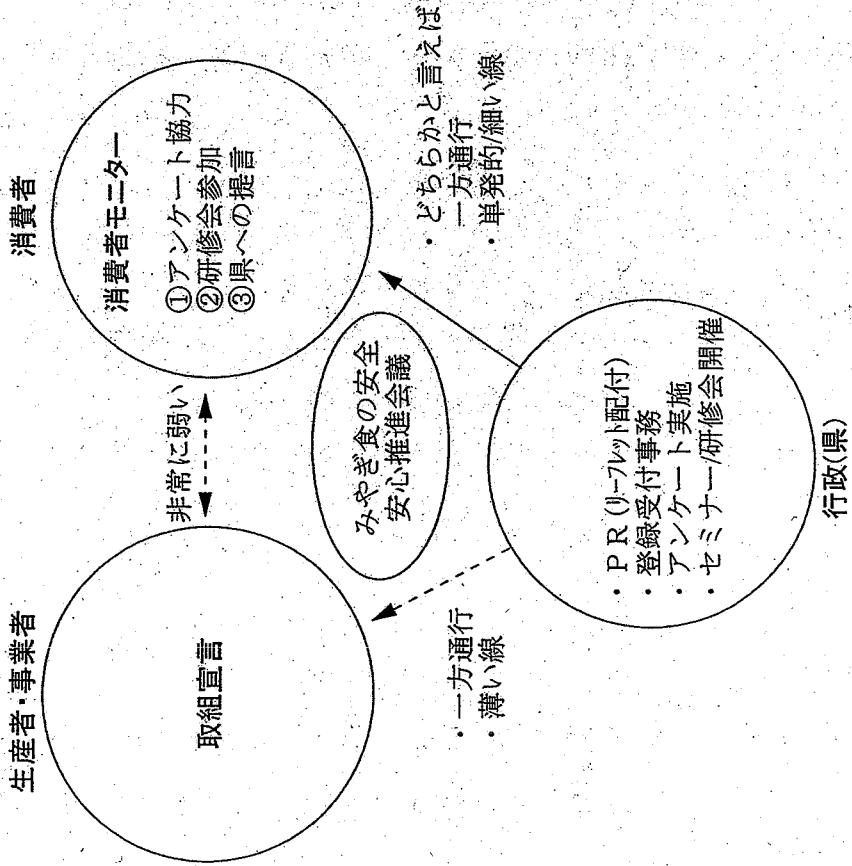
4 施行時期 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」の改定にあわせ、平成23年4月1日から施行する。

なお、マークのリニューアルについては、推進会議の意見等も踏まえながら、詳細は平成23年度中に決定する。

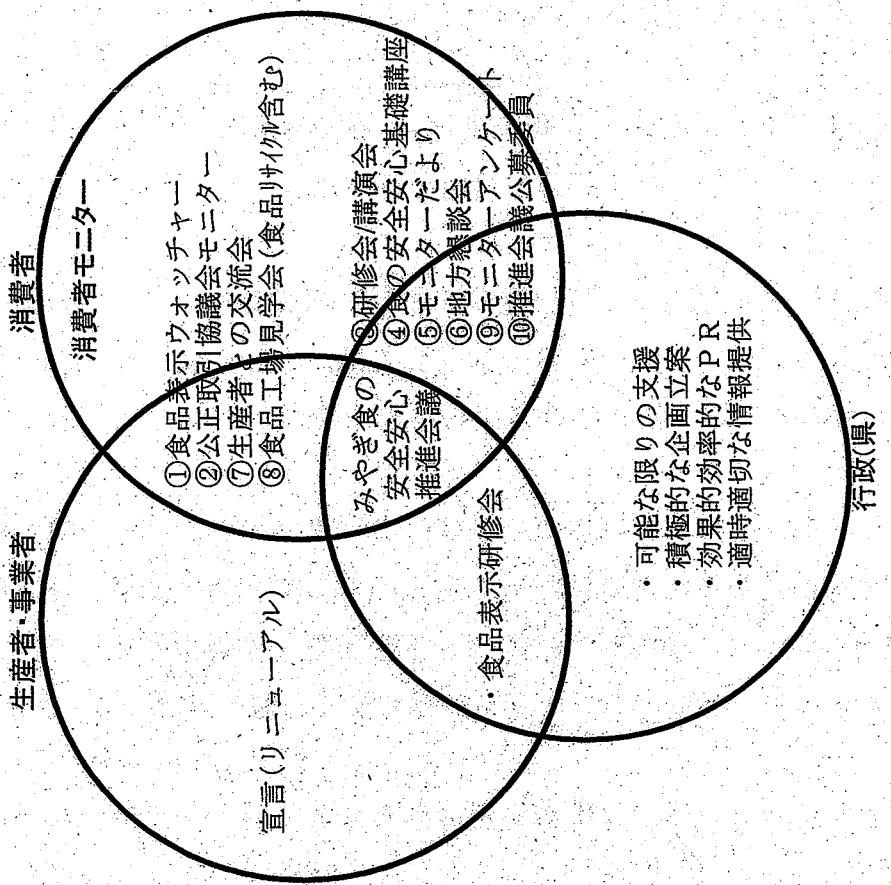
新しい「みやぎ食の安心県民総参加運動」イメージ図(案)

H22.8.4 食と暮らしの安全推進課

【現行】



【新運動】



ポイント

- 消費者モニターの意見・提言については、フードバックに努める。
- 消費者モニターと取組組宣言者の連携を図り、相互理解に努める。
- 上記の事業等を通じて、食の安心の確保を図る。

6まとめ

あり方検討会では、県からの委嘱を受け、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の今後のあり方について、活発な議論・検討を行った。

これまで述べてきたとおり、県民総参加運動は消費者モニターと取組宣言の2事業を中心実施されており、今回のあり方検討会では、さらに使い勝手が良く、内容を充実させる方法はないか、さまざまな視点から検討を重ねた。

検討の結果、消費者モニターについては、これまでのアンケート協力や研修会参加などやや受け身的と言われた内容に加え、生産者との交流会、食品工場見学会及び食品表示ウォッチャーなどより積極的に活動できる参加型・体験型の事業に重心を置いた内容とし、消費者モニターがモニターとして活動できる分野や範囲を拡大すべきである。

また、取組宣言については、取組宣言に参加するメリットが分かりにくいとの反省を踏まえて、宣言内容（自主基準）に得意分野やアピールポイントを記載して消費者への訴求力を高めるべきである。

また、マークについては、インパクトのあるデザインにリニューアルすることとし、マークの一部に前述の得意分野等を打ち出し、消費者に対する認知度を高めるべきであるとの結論に至った。

食べ物や食品については、毎日、摂取しているものでありながら、余りにありふれた日常であるため、ややもすると関心が薄くなりがちである。

県民総参加運動で重要なことは、県民一人ひとりが自分や家族の健康と生活のため、食の安全安心に关心を持ち、消費者、生産者・事業者及び行政の3者がお互いに相互理解を深め、信頼関係を築きあげることであると考える。

7 資 料

(1) あり方検討会実施要領（別紙1）

(2) あり方検討会名簿（別紙2）

(3) あり方検討会スケジュール

第1回	平成22年5月19日（水）	これまでの県民総参加運動の検証
第2回	6月 9日（水）	消費者モニター及び取組宣言の現状と課題
第3回	7月 7日（水）	消費者モニター活動内容（案）及び取組宣言改正（案）
第4回	8月 4日（水）	県民総参加運動あり方検討会報告書（案）

(4) 県(食と暮らしの安全推進課)ホームページへのアクセス方法

宮城県庁 → くらし → 生活（食の安全）→ 審議会等（みやぎ食の安全安心県民総
参加運動あり方検討会）

(別紙1)

「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会実施要領

(趣旨)

第1 「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」(以下「県民総参加運動」という)のあり方について検討するため、あり方検討会を設置する。

(組織)

第2 あり方検討会は、推進会議委員、生産者、事業者、消費者及び県職員の中から7人以内で構成する。

(検討事項)

第3 あり方検討会は、下記の事項について検討する。

- (1) 食の安全安心消費者モニターについて
- (2) 食の安全安心取組宣言事業について
- (3) 県民総参加運動について
- (4) その他

(座長及び副座長)

第4 あり方検討会に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

- (1) 座長は、会務を総理し、あり方検討会を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 あり方検討会は、座長が招集し、座長が議長となる。

(推進会議への報告)

第6 あり方検討会で検討された内容については、必要に応じて「みやぎ食の安全安心推進会議」へ報告する。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、構成員の承諾を得て、別に定める。

(事務局)

第8 あり方検討会の事務局は、食と暮らしの安全推進課内に置き、食品企画班が担当する。

附則

この要領は、平成22年5月19日から施行する。

(別紙2)

「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」

あり方検討会メンバー一覧

平成22年5月19日現在

No.	氏名(敬称略)	所属・職業	摘要
1	さとう としえつ 佐藤 敏悦	東北放送株式会社 社長室長	推進会議委員
2	いるまだ のりこ 入間田範子	宮城県生活協同組合連合会 常務理事	推進会議委員
3	あいはら えいこ 相原 栄子	指導農業士	生産者
4	ささき けいすけ 佐々木圭亮	株式会社ささ圭 代表取締役社長	事業者(取組宣言者)
5	ききょう みき 桔梗 美紀	コンサルタント業	消費者(公募)
6	うえまつ ゆきこ 植松由紀子	主婦	消費者(公募)
7	あかお まさきお 赤尾 牧夫	宮城県食と暮らしの安全推進課 食の安全安心推進専門監	行政(県)

(事務局)

すがわら やすひろ 菅原 康弘	課長補佐(食品企画班長)	
ますだ じゅんこ 増田 潤子	技術主幹	みやぎ食の安全安心 推進会議担当
ひろた ゆうこ 廣田 祐子	主事	消費者モニター, 取組宣言担当